

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項  
半月報(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507</a>

才4回  
(昭40.11.15日)

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	✓	✓	2
付	40子		
属			

発送日 昭和40年11月30日  
 発信 ① タイプ 校査 ②

文書課長 (漢)

公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北 第 1428 号 公 信 日 付 昭和 40 年 11 月 30 日

夫 氏 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長

主 管 北米局長 参事 主任 北米課長

起案 昭和40年11月24日

起案者 後藤 電話番号 444

受信者 在米 武内大使 発信者 権名大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄関係重要事項半報 送付 (第4回)

30 211

GA-2 外務省 回覧番号 4196

米北第1428号

昭和40年11月30日

在米大使殿

外務大臣

沖縄関係重要事項半報の送付

本件半報 第4回分(11月1~15日)を  
 下記のとおり作成し、別に送付す。

記

1. 第4回協議委員会開催
2. 沖縄渡航用身元証明書記載の目的地  
 名称改正。

GA-4 外務省

3. 那霸市長選挙告示

4. 第1回主席公选要求県民大会開催

5. 民主党、主席公选推選談合を脱退

6. 布令審査権問題に琉球政府上告

7. 琉球立法院議員選挙

8. フトン哲等幹務会ステートメント

付属物添付

第4回沖縄関係重要事項半月報

(昭和40年11月1~15日)

1. 第8回協談委員会開催

沖縄に關する第8回協談委員会は11月2日、

外務省において開催され、1966年度日本政府の

対沖縄援助総額58億97万1千円が決定した。

今日日米琉球技術委員会において細目が調

整された援助計画案が米ヒア技術委員会議長

(米政府副次官)より報告され、報告と対し、

案の日米間に合意をみたところである。

右案は日本政府の援助計画とほぼ同一である。  
(本件資料送付済)

2. 沖縄渡航用身分証明書に表示する渡航目的地

の名称改正

11月4日、安井総理府総務長官は記者会見し

総理府が本土から沖縄への渡航者に発給する

身分証明書に渡航目的地の表示を従来は「南西

諸島へ」と記載していたが、11月5日からこれを

「沖縄へ」と改めることになったと発表した。

佐藤総理は本年8月の沖縄訪問で「経済

援助はけしなく、呼称の統一等についても漸次

改善してゆきたい」と発言、この面から本土と沖縄の

一体化を推進することを約束したが、今日の呼称改正

はこの約束の第一歩としてとりあげたものとみられて

いる。

3. 那覇市長選挙告示

那覇選挙管理委員会は11月4日、那覇市長選挙

を告示した。投票は12月19日に行われる。現市長

○西鏡順治氏(民主)の再出馬希望  
○北村氏 平良京松氏(社大)の野党共闘  
体制。下は五候補指名の動きあり。

4. 中回主席公選要求県民大会開催  
主席公選推進懇談会(10月16日結成 第2回  
月報参照)主催。中回主席公選要求県民大会。  
11月5日那覇市で開催。各政党 選挙協会の  
会合。57団体の約4万人が参加したと伝えられた。  
大会は 校長団、教育団体、婦人団体、  
地方公共団体、農漁民組合、労働組合、各代表5人  
を道に。後、主席公選要求5人有志会代表仲村  
栄春氏。日米両政府当局への公選折衝報告。  
アメリ大統領、高等事務官 桑原の主席公選要請  
決裁文の採択否を決定。次いで市内を巡行  
行進した。  
尚、民壇副幹長 中村曉花氏の演説に  
対して [redacted] 労組員が妨害行為を行なった  
ため会場は混乱し、中村氏は也我急ぐ降壇した。



至右之位に於いた。

5. 民主党 主席公道推進懇談会を脱退

民主党は 11月6日党役員会を開き、前項に  
記載した主席公道推進民大会の申村副幹事長。  
課税妨害問題に對する対策を協議した。この結果  
同大会に民主党代表の演説を妨害した<sup>一部</sup>団体等  
行動は民主主義の根柢を破壊するものあり、一方彼  
等立場より主席公道を推進せしめる主席公道推進懇  
談会に参加するに非ざるを以て同懇談会を  
脱退することを決めた。

6. 布令審査権問題に琉球政府上告

琉球政府は輸入サンマの課税をめぐり行政  
訴訟に付いて「琉球政府裁判所は布令審査権を  
持たない」と主張して 11月9日上诉裁判所に  
上告した。

先づ 1964年にも那覇市の鮮魚輸入業者が  
布令17号(物品税法)の別表にサンマを大衆鮮  
魚に課税対象品目と明記してあるに依り、琉球政  
府は課税を徴税した。この政府と相手との訴訟を  
起したのが同年5月上诉裁判に政府側の敗訴となつた。  
しかし米政府はその後改正布令3号にサンマ等を  
課税品目とし、付加税を課せしむるに同件は同様一切  
の訴訟行為を禁止した。

然るに今年 琉球糖業KKは改正布令  
3号に行政命令第10713号の「不当な財産の剥奪

の保障に違反し無効ありとして訴訟を  
 提起し、政府側は改正命令は適法なり琉球  
 政府裁判所は命令審査権はないと反論して  
 いたが去る10月27日那覇中央巡回裁判所は  
 改正命令等の無効を判決(別添1)を下した  
 ので琉球政府は今回より上訴したとある。

7. 琉球立法院議員選挙

琉球立法院(定員32名)の総選挙は11月14日  
 村立候補による無投票当選の決った7選挙区  
 (民主党6, 社大党1)を除く25選挙区(1区1人  
 の単選挙区制)で行われた。立候補者は  
 民主党24, 社大党14, 人民党7, 社会党3,  
 無所属9の計57人であった。

本件選挙の当落は11月15日正午に判明  
 結果は次のとおりであった。(別添2)

	民主	社大	社会	人民	無所属	計
当	14	3	1	1	1	20
落	2	0	0	0	0	2
新	3	4	1	0	2	10
計	19	7	2	1	3	32
参议院	18	7	1	1	2	29



8. ワトソン高等弁務官ステートメント

ワトソン高等弁務官は11月15日午後、琉球立法院選挙に於いてステートメントを発表し、新法典の根拠を表明するとともに、すべからずの投票が神皇陛下のためには有能かつ懸命に奉仕することを希望し、又主席公道問題に於いて、行政命令の改正は可能か否か、現在慎重に検討されているが、公道方法に於いての論議は一層その見解に立つて行われることを希望すると述べた。

神皇与野党は立法院選挙に於いて、現行の高等弁務官による主席任命制に反対し、主席公道の実現を基本政策として公約した。今回の高等弁務官ステートメントは、主席公道（住民の直接選挙的）に代るものとして「立法院の直接選挙による主席任命を承認したことは否か」と主張した。